



日本にとってのアジアの地域通貨単位の意味

主任研究員 西村 陽造

2006年5月のASEAN+3財務大臣会議(インド・ハイデラバード)の共同声明で、ASEAN+3 リサーチグループの研究テーマの一つとして、「アジア地域の一層の金融安定に向けた地域通貨単位構築の手順の研究」が示されるなど、アジアの地域通貨単位に関する関心が高まりつつある。アジア域内通貨から構成される通貨バスケットである地域通貨単位を作ることが、アジアでも有用であるか、また実現可能であるか、などについて研究しようというものである。

地域通貨単位というと馴染みが薄いですが、欧州には、欧州単一通貨であるユーロの前身として、欧州通貨単位(ECU, European Currency Unit)という地域通貨単位があった。このECUが欧州において、域内通貨相互間の為替相場の安定を図るうえでの尺度や、公的部門や民間部門で行われる契約・取引の建値などとして活用されてきた。

これに対して、「アジアでは欧州とは異なり域内各国間の所得格差が大きく、地域通貨単位を議論することは時期尚早だ」「中国が順調に経済成長を遂げて経済大国になれば、アジアで地域通貨単位が使用される余地はなく、その役割を人民元が担うはずだ」といった意見が良く聞かれる。

しかし一方で、アジアの域内貿易比率はこれまで趨勢的上昇を続け、5割台半ばに達しており、今後もさらに上昇するとみられる。アジア各国間の所得格差も、全体としては、縮小に向かうとみられる。これらを前提とすれば、中長期的にみても、アジアの域内為替相場安定の必要性は高まり、地域通貨単位を域内為替相場安定のための金融協力に利用する意味は高まっていくとの見方もできる。

もちろん、域内為替相場安定のための金融協力には、域内各国の経済金融情勢についてサーベイランスを行い必要に応じて為替相場政策、金融政策の調整を検討するレベル、ユーロ導入前の欧州のように地域通貨単位を用いるレベル、さらに進んで究極の枠組みとして単一通貨を導入するレベルと、様々なレベルがある。

アジアでの金融協力には、どのレベルが望ましいのか、また、この金融協力に対してどのようなスタンスを採ることが日本の利益に適うのか、今後、議論を積み重ねていく必要がある。日本が採るスタンスの選択肢には、欧州を例にとるといくつか考えられる。金融協力の中心国としてのドイツ、金融協力の中心国をサポートしつつ必要に応じて牽制するフランス、金融協力には距離を置くが、それ以外の地域協力には参加するイギリスなどである。また、米国とカナダのように相互の貿易が活発で所得格差がないにもかかわらず(最適通貨圏の条件をほぼ満たしているとみなせよう)、金融協力や政治的関係では、一定の距離をおくといった関係もある。それ以外の選択肢もあるかもしれない。

こうした選択肢のなかで日本はどれを選ぶべきか、言い換えると、アジア域内の通貨制度の将来像と、そこにおける日本の位置づけを考えるうえで、地域通貨単位に関する議論は、良質の材料を提供しよう。日本は如何にあるべきかと漠然と議論しても先には進まない。議論には具体的な材料が必要である。その意味で、地域通貨単位に関する議論が、今後、深まっていくことを期待したい。

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

Copyright 2006 Institute for International Monetary Affairs (財団法人 国際通貨研究所)

All rights reserved. Except for brief quotations embodied in articles and reviews, no part of this publication may be reproduced in any form or by any means, including photocopy, without permission from the Institute for International Monetary Affairs.

Address: 3-2, Nihombashi Hongokuchō 1-Chōme, Chūō-ku, Tokyo 103-0021, Japan

Telephone: 81-3-3245-6934, Facsimile: 81-3-3231-5422

〒103-0021 東京都中央区日本橋本石町 1-3-2

電話：03-3245-6934 (代) ファックス：03-3231-5422

e-mail: admin@iima.or.jp

URL: <http://www.iima.or.jp>